

令和2年2月5日

コンピューターマネージメント株式会社

代表取締役社長 竹中 勝昭

問合せ先：取締役兼執行役員 吉田 徹

06-4395-1000

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりであります。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上にはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実に努めております。株主やその他ステークホルダーと良好な関係を築き、社会のニーズに合った事業活動を行うことで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社シー・エム・ケー	380,760	48.44
竹中 勝昭	159,600	20.31
コンピューターマネージメント社員持株会	126,462	16.09
竹中 滯子	30,000	3.82
竹中 英之	22,242	2.83
竹中 利之	21,000	2.67
長平 由美子	21,000	2.67
辻下 知充	10,320	1.31
吉田 徹	9,786	1.25
常深 雅稔	3,000	0.38
齋田 勉	1,830	0.23

支配株主（親会社を除く）名	竹中 勝昭
---------------	-------

親会社名	なし
------	----

補足説明

-----
-------

3. 企業属性

上場予定市場区分	J A S D A Q
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上 1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>当社は、支配株主との取引等を原則として行わない方針であります。また支配株主との取引等を行う場合には、取引内容及び取引条件の妥当性を一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員も参加する取締役会で審議のうえ決定することとしております。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

-----
-------

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西 宏章	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西 宏章	○	——	公認会計士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに他社の取締役や監査役としての経験を当社の経営に反映していただけると判断し、社外取締役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると同時に、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための判断、助言を行うことができる

			ことから、当社の社外取締役並びに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。
--	--	--	---------------------------------------------

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役のみ数	3名
監査役のみ数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、内部監査室、監査法人は、ビジネスリスクや発見された問題点について、その都度連携を図っている他に定期的に、三様監査連絡会を開催しております。連携関係によって情報交換や意見交換を行う等、相互連携を図っております。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社外監査役のみ選任状況	選任している
社外監査役のみ数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されているのみ数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	J	k	l	m	
西村 良明	弁護士														
尾内 啓男	他の会社の出身者										△				

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西村 良明	○	——	弁護士の資格を有しており、その豊富な経験と高い専門性を活かし、客観的な監査が可能であると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場であると同時に、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための判断、助言を行うことができることから、当社の社外監査役並びに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。
尾内 啓男	○	尾内啓男氏は、平成28年4月まで株式会社ワコールの執行役員でありました。当社において、同氏が過去に業務執行者であった株式会社ワコールの間に、システム導入支援の委託等の取引がありますが、その取引金額は当社連結売上高の9%未満かつ株式会社ワコールの連結売上高の0.03%未満（平成31年3月期	株式会社ワコールの情報システム部門の執行役員として、長年に亘り経営に携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらを独立した立場から当社の監査業務に反映していただくことを期待できると判断し、社外監査役に選任しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立した立場で

		実績)と主要な取引ではないことから、立性に影響を与えるものではありません。	あると同時に、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための判断、助言を行うことができることから、当社の社外監査役並びに独立役員として株主利益に寄与するものと考えております。
--	--	---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
その他独立役員に関する事項	
独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値向上に対する意欲や業績向上に対する意欲や士気を高めるため、ストックオプション制度を導入しております。
-----------------------------------------------------------------

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

経営参画意識や業績向上に対する意欲や士気を高めるという目的に照らして、付与対象者を設定しております。
----------------------------------------------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、報酬額が1億円以上である者が存在しないため、取締役及び監査役の報酬をそれぞれ総額で開示しております。
----------------------------------------------------------------------

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、個別の取締役の報酬額の決定は取締役会に一任されております。当該個別の取締役の報酬等は、取締役会で金額の妥当性を検討し、報酬を決定した取締役報酬テーブルに基づき、当該事業年度の業績、会社運営面における貢献並びに役
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

位等を勘案し、取締役会において決定しております。

#### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートにつきましては、経営企画室等による適時・適切な情報伝達を通じて行っております

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 取締役会

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役1名)で構成されており、経営方針等の経営に関する重要事項並びに法令又は定款で定められた事項を決定するとともに、取締役間の相互牽制による業務執行状況の監督を行っております。また、取締役会は毎月定期的に開催され、担当取締役より業務報告が実施されており、監査役3名が出席して、重要事項の意思決定プロセスを常時監査できる状況を整備しております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

### (2) 監査役会

監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、各監査役は取締役会の出席、重要な書類の閲覧等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。各監査役は、監査役会が定めた業務分担に従い、独立した立場から取締役の業務執行状況を監査し、また、監査役会にて情報を共有し実効性の高い監査を効率的に行うよう努めております。監査役会は、毎月1回定期開催しており、その他必要に応じて臨時監査役会が開催される場合があります。

### (3) 経営会議

経営会議は、取締役会への付議事項及び経営執行に関わる重要事項を審議・調整・決定する機関として、常勤取締役及び執行役員で構成されております。また、経営会議は毎月定期的に開催され、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図っており、常勤監査役1名が出席して、重要事項の意思決定プロセスを常時監査できる状況を整備しております。

### (4) 会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で、監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

当事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士は近藤 康仁、立石 政人の2名であり、継続監査年数はいずれも公認会計士法に定める7年以内となっております。また、会計監査業務に係る補助者は公認会計士4名、その他4名であります。

### (5) 内部監査室

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直轄とし、被監査部門に対する牽制やモニタリングが有効に機能する体制としております。内部監査室を設置し、内部監査室長1名が専任者となり、当社並びに子会社の監査を実施しております。

### (6) 責任限定契約

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が、コーポレート・ガバナンスの体制として監査役会設置会社を採用している理由は、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、社外の視点を取り入れた適正な意思決定や業務執行に対する監督が担保されると考えているからであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の方々が十分な議案の検討時間を確保できるよう、招集通知の発送早期化に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の開催日は毎年6月下旬とし、より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後、検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、検討すべき事項と考えております。
招集通知（要約）の英文での提供	今後、検討すべき事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、基本方針等を開示する予定であります。	
アナリスト・機関投資	決算発表後、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開	あり



資家向けに定期的説明会を実施	催し、決算の詳細とともに事業戦略についても代表者が説明する予定であります。	
IR 資料をホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書など、随時 IR 資料を掲載する予定であります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	IR 担当部所：経営企画室が担当する予定であります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コンプライアンス規程」「情報開示規程」等の規程を整備し、社内への周知徹底を図っていくことが全てのステークホルダーの利益となるものと考えております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーに対し、当社ホームページや決算説明会等を通じて、適時・適切に情報を開示していく方針であります。

## IV. 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの基本方針」を取締役に於いて決議しております。また、内部統制システムの整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

#### 1. コンピューターマネージメント株式会社及びその子会社（以下、会社グループとする）の取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規程の整備、内部通報制度の導入、並びにその周知と運用の徹底をしております。
- (2) コンプライアンス規程を制定し、会社グループのコンプライアンス担当部所は経営企画室とし、コンプライアンス担当役員を経営企画室担当役員とする。
- (3) 経営企画室担当役員は必要に応じて社員等を対象とした企業行動規範の理解の促進、コンプライアンス意識の向上及びコンプライアンスの実践をはかるための教育・研修計画を策定・実施しております。
- (4) 不正行為等の早期発見と是正をはかり、コンプライアンス経営を強化するため、内部通報規

程を制定し、社内及び社外に通報窓口を設置して、会社グループの社員及び会社グループの取引先社員からの通報を受け付けております。

- (5) 内部監査室は、コンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については代表取締役社長及び監査役に報告しております。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 情報セキュリティについては、情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティに関する法令や社内規程が遵守され、有効に機能しているかを検証するため、定期又は不定期に情報セキュリティ内部監査を実施しております。
- (2) 職務執行に係る重要文書及びその他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理をおこない、取締役が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制といたします。

## 3. 会社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 財務、品質、災害、情報セキュリティなど経営に重大な損失を与えるおそれのあるリスクについては、リスク管理規程の制定及びリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、損失の最小化を図るため、適切な方法を検討し、迅速な対応を行います。
- (2) 監査役会及び内部監査室は各部所のリスク管理状況を監査しております。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

## 4. 会社グループの取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程に基づき取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行います。取締役会では、各部所の事業計画の進捗状況の報告、計画遂行のための部所間調整等を実施し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っております。
- (2) 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において取締役の職務権限を定め、業務遂行に必要な職務権限の行使を規程に基づいて適性かつ効率的に実施できる体制としています。

## 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役会が必要とした場合、取締役会は監査役会と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を置くこととしております。

## 6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

- (1) 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の意見を尊重しておこな

うことにより、取締役からの独立性を確保しております。

- (2) 当該使用人は、監査役会の職務を補助する際には、もっぱら監査役会の指揮命令に従うこととし、監査役以外の取締役等から指揮命令を受けないこととしております。

7. 会社グループの取締役及び社員又はこれらの者から報告を受けた者が監査役会に報告するための体制

- (1) 代表取締役社長及び取締役は、取締役会において、随時その担当する業務執行報告を行うことといたします
- (2) 取締役及び社員等は、監査役会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査をおこなう場合は、迅速かつ的確に対応することといたします。
- (3) 取締役会及び社員等は、法令等の違反行為等、会社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、監査役会に対して報告を行うことといたします。
- (4) 内部監査室は、定期的に監査役会に対し、会社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行うことといたします。
- (5) 管理部は、監査役会に対し、必要に応じて会社グループにおける内部通報の状況の報告を行うものといたします。

8. 監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 取締役・社員等は、監査役会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、外部の相談連絡窓口を設置することといたします。

9. 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役会がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査役会の職務執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

10. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、内部監査室との意思疎通及び情報の交換がなされるように努めることといたします。
- (2) 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人と定期的に意見を交換する機会を設けることといたします。
- (3) 監査役が弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携をはかれる環境を整備することといたします。

11. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 反社会的勢力対応規程を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するために会社グループの基本姿勢を明確にするとともに、取引先等チェック実施要領に定めるところにより取引先の調査及び対応を実施することといたします。
- (2) 管理部は社内研修等で定期的に注意喚起することといたします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動規範」「コンプライアンス規程」において反社会的勢力との関係の排除を規定しており、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

公益財団法人大阪府暴力追放推進センターに加盟し、外部講習会・セミナー等に参加しており、日常の情報収集や緊急時対応のため、警察、弁護士等外部専門機関との連携体制を構築しております。万が一、反社会的勢力による不当要求があった場合には、警察や公益財団法人大阪府暴力追放推進センターと連携しながら対応することにしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

----
------

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

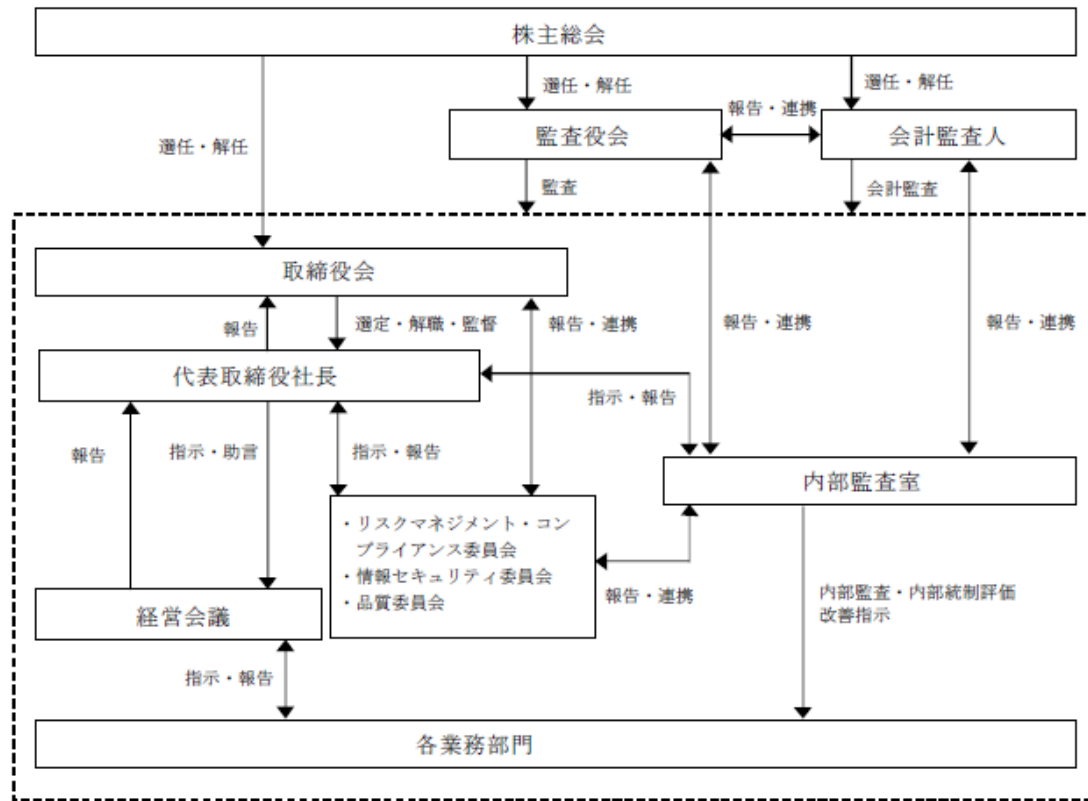
(1) コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図を参考資料として添付しております。

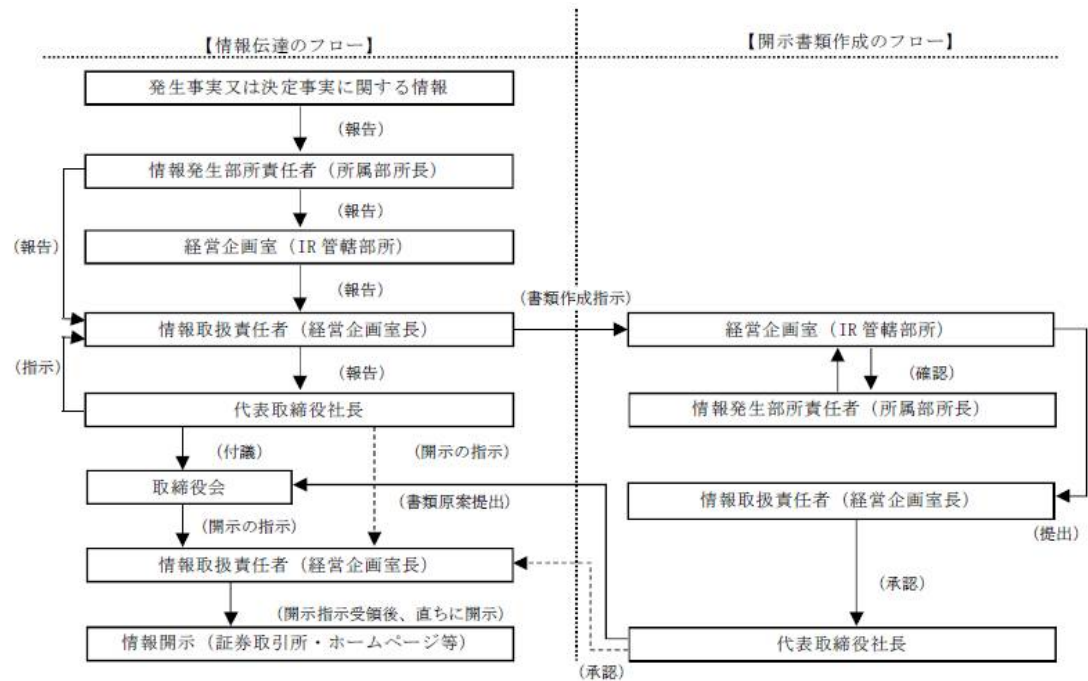
(2) 適時開示体制について

当社は、「適時開示マニュアル」を定め、「金融商品取引法」その他関連法規を遵守し、適時・適切に企業情報を開示するよう努めてまいります。当社の適時開示体制の模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上